

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	久慈市

久慈市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 岩手県 久慈市 産業経済部 農政課
所在地 岩手県久慈市川崎町1番1号
電話番号 0194-52-2121 (直通)
FAX番号 0194-52-3653
メールアドレス nousei@city.kuji.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、カラス、ハト、カワウ、カモシカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	岩手県久慈市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	飼料作物、野菜、果樹	被害面積 0.22ha
		被害金額 371,000円
ニホンジカ	稲	被害面積 0.02ha
		被害金額 26,000円
イノシシ	稲、飼料作物	被害面積 0.02ha
		被害金額 20,000円
ハクビシン		被害面積 —
		被害金額 —
カラス		被害面積 —
		被害金額 —
ハト		被害面積 —
		被害金額 —
カワウ		被害面積 —
		被害金額 —
カモシカ		被害面積 —
		被害金額 —
計		被害面積 0.26ha
		被害金額 417,000円

(2) 被害の傾向（令和5年度）

<p>○ツキノワグマ</p> <p>ツキノワグマによる農業被害は、7月から10月頃にかけて飼料作物のデントコーンを中心に食害が発生している。被害は、山間部の農地等、ツキノワグマの生息域と人間の生活圏が混在している地域での発生が多い。</p> <p>○ニホンジカ</p> <p>ニホンジカによる農林業被害は、稲や農作物への被害が発生している。被害件数、目撃件数ともに増加傾向にあり、生息数も拡大している状況にある。</p> <p>○イノシシ</p> <p>イノシシによる農林業被害は、飼料作物および畑の農作物を中心に増加している。被害件数、目撃件数ともに増加しており、生息域が拡大している状況である。</p>

○ハクビシン	ハクビシンによる農林業被害は小規模ではあるが、畑の作物や家畜の飼料に対する被害が発生している。また、建物への糞尿被害も増加しており生息域の拡大が懸念される。
○カラス	カラスによる農林業被害は、主に農作物（豆類）の被害である。また市内における羽数が増加傾向にある。
○ハト	ハトによる農林業被害は、主に農作物（豆類）の被害である。また市内における羽数が増加傾向にある。R5年から捕獲の実績があるため計画に追加するもの。
○カワウ	カワウによる農林水産業被害は、主に川魚の捕食で、平成24年度頃から目撃情報が寄せられている。
○カモシカ	カモシカについては、R5年ごろから目撃及び被害報告が増加している。被害はニホンジカとの判別が困難であるため、カモシカ単体での被害量の計上はされていないところではあるが、今後も増加傾向にあることが予想されるため計画に記載するもの。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)
ツキノワグマ	371	0.22	171	0.14
ニホンジカ	26	0.02	11	0.01
イノシシ	20	0.02	3.5	0.01
ハクビシン	—	—	—	—
カラス、ハト	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—
カモシカ	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・久慈市鳥獣被害対策実施隊を委嘱し有害鳥獣捕獲等を依頼している。 ・小型のはこわなを用いてハクビシン等の鳥獣を捕獲する場合には、要件を満たす農家等へ貸出を実施。 ・狩猟免許を新規に取得する方への取得に係る経費の補助 ・岩手県が実施する指定管理鳥 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の個体数削減に係る活動を推進し、農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策実施隊員のさらなる技術向上と新たな捕獲の担い手の確保・育成が必要である。 ・捕獲個体の処理方法。捕獲数が増加した場合に焼却場の処理能力を超えてしまう可能性がある。また、受付時間外の夜間や休日の処理が狩猟者の負担になっている可能性がある。

	獣捕獲事業等の実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り等の負担を軽減するための仕組みづくり。 ・ツキノワグマの市街地出没時の対応
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市単独事業による有害鳥獣防除対策費(電気柵購入費)の補助 ・生産者個人による簡易柵等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵を設置するには、地域が広大であり、効果的な設置と維持管理が困難であることから、住民協力等の体制整備を検討する必要がある。

(5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣の捕獲は猟友会や鳥獣被害対策実施隊と連携し、銃器又はわなによる捕獲を実施する。</p> <p>鳥獣による農作物被害については、生産者の高齢化・担い手不足や猟友会の高齢化や後継者不足等の農業を取巻く諸問題の中で、今後、地域、関係団体が一体となった被害防止対策の体制整備に努める。</p> <p>捕獲体制を強化するため、狩猟免許取得を推進し、捕獲の担い手育成を図る。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>市で委嘱している久慈市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲を中心に、効果的な捕獲を実施する。</p> <p>わなやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な大型獣類の個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する場合がある。</p> <p>有害鳥獣の生息状況及び被害状況を把握し、捕獲等の被害対策を講ずる。</p> <p>地域住民に対し、野生鳥獣被害に関する情報提供を行いながら、農作物を自衛するという意識を高めていく。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン カラス、ハト カワウ イノシシ	<p>① 市民及び関係各所から鳥獣目撃・被害の情報を収集し、被害状況の正確な把握に努めるとともに、実施隊へ情報を共有することで、より効果的な捕獲活動を実施する。</p> <p>② 被害状況や捕獲実績に応じた効果的な捕獲方法について検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。</p> <p>③ 狩猟免許新規取得者へ補助を行い、狩猟者の確保に努める。</p>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
捕獲については、その年度ごとの被害状況に応じて適正に捕獲許可頭数を調整する。	
【ツキノワグマ】 ツキノワグマ管理計画に基づく年間捕獲上限数があることから、久慈市単独での捕獲計画は設定しない。	
【ニホンジカ】 生息頭数が増加していると予想されることから、農林業被害及び交通事故等を防止するため可能な限り捕獲を実施し、年間120頭を目標とする。	
【ハクビシン】 外来生物であり、生息頭数の増加が予想されることから可能な限り捕獲を実施する。	
【カラス・ハト】 現在被害報告はないが相当数の生息が確認されており、また生息数も増加傾向にあると考えられる。これまでの捕獲実績を踏まえ捕獲数を設定する。	
【カワウ】 カワウについては、目撃情報は寄せられたものの被害報告はなく、生息状況等不明な部分があり、これまでの有害捕獲実績もないことから、捕獲計画数の上限は設定せず、被害状況に応じて効果的な方法を検討し捕獲羽数を調整する。	
【イノシシ】 イノシシについては、目撃情報が多く寄せられており、生息範囲・生息数ともに拡大していると推測されることから、可能な限り捕獲を実施し、年間 35 頭を目標とする。	
【カモシカ】 カモシカについては国の天然記念物であることから、捕獲計画は設定しない。カモシカによることが確定した被害が著しく増加した場合には、捕獲許可申請を行うことを検討する。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	設定しない		
ニホンジカ	120頭	120頭	120頭
ハクビシン	可能な限り捕獲する		
カラス、ハト※	70羽	70羽	70羽
カワウ	被害状況に応じて捕獲頭数を計画する		
イノシシ	35頭	35頭	35頭
カモシカ	設定しない		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

※捕獲実施者 1 人当たりの捕獲等の制限

鳥獣名	捕獲実施者 1 人当たりの捕獲頭数等の数
スズメ、カラス類	200羽以内
ヒヨドリ、カルガモ、キジバト	50羽以内

捕獲に当たっては、岩手県第 13 次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者 1 人当たりの捕獲数の制限を遵守する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>岩手県による鳥獣保護管理事業計画及び岩手県鳥獣捕獲等許可事務処理要領に基づき、対象鳥獣の被害状況に応じて捕獲方法や捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p> <p>【捕獲方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 獣類 基本的にわなによるが、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシの捕獲については、状況により銃器を使用する。ハクビシン等の小型獣類については、状況等により農家等にわなの貸し出しをする。 ・ 鳥類 原則銃器を用いて実施する。 <p>【捕獲期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 獣類 捕獲実施期間は 3 月～10 月の期間を基本とする。ただしハクビシン等の小型獣類については年間を通じて捕獲する。また、ツキノワグマは被害状況により個別に設定するが、1 ヶ月間を基本とする。 ・ 鳥類 5 月～6 月（愛鳥期間を除く）の期間を基本とする。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>農林業被害を防止するため、わなやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な大型獣類の個体に対しては、射程が長く捕獲能力の高いライフル銃の使用を必要とする場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲 捕獲手段：わな、銃 捕獲予定時期：3 月～10 月 捕獲予定箇所：久慈市内全域 ・ ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：わな、銃 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
希望予定なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン イノシシ	市単独事業等により有害鳥獣防除対策費に対する補助を行い、必要に応じて電気柵を設置する。	市単独事業等により有害鳥獣防除対策費に対する補助を行い、必要に応じて電気柵を設置する。	市単独事業等により有害鳥獣防除対策費に対する補助を行い、必要に応じて電気柵を設置する。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン イノシシ	電気柵を有効に使用してもらうために設置者に対し、定期的な草刈り等の指導を行う。	電気柵を有効に使用してもらうために設置者に対し、定期的な草刈り等の指導を行う。	電気柵を有効に使用してもらうために設置者に対し、定期的な草刈り等の指導を行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ、追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン カラス カワウ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止のための地域環境づくり、取組活動等を広報誌等により地域住民に周知する。 地域の生産者及び猟友会と連携し、追払い活動等を実施する。
令和8年度	ツキノワグマ ニホンジカ	被害防止のための地域環境づくり、取組活動等を広報誌等により地域住民に周知する。

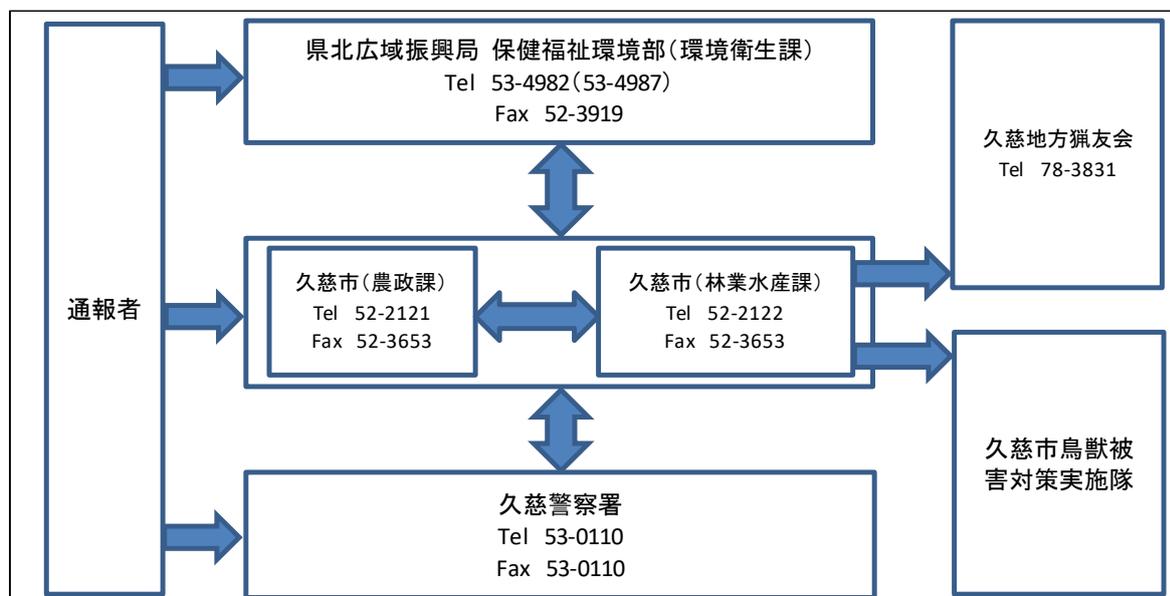
	ハクビシン カラス カワウ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 地域の生産者及び猟友会と連携し、追払い活動等を実施する。
令和9年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン カラス カワウ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止のための地域環境づくり、取組活動等を広報誌等により地域住民に周知する。 地域の生産者及び猟友会と連携し、追払い活動等を実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
久慈市(農政課、林業水産課)	関係機関との連絡調整、有害鳥獣捕獲等許可、情報収集、注意喚起
県北広域振興局 保健福祉環境部	関係機関との連絡調整、有害鳥獣捕獲等許可、指導、助言
久慈警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言 現場の安全確保及び情報提供 関係機関との連絡調整、注意喚起
久慈市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、意見提言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

岩手県鳥獣保護管理事業計画、岩手県ツキノワグマ捕獲等許可事務処理要領等に基づいて、自家消費、処理施設での焼却等適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード、皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した個体の食肉への利活用については、原子力災害対策特別措置法による出荷政変指示の動向を見ながら、先進地の事例などを参考に今後研究する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	久慈市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
久慈市	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
久慈農業改良普及センター	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
久慈市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲及び追払いの実施を行う。
新岩手農業協同組合 久慈営農経済センター	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
県北広域振興局 保健福祉環境部	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導。 被害状況等の情報提供
県北広域振興局 農政部	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導。 補助事業等の活用に関する助言及び指導。
久慈地方森林組合	被害状況等の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県北広域振興局 林務部	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導。 補助事業等の活用に関する助言及び指導。

県北広域振興局 水産部	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導。 補助事業等の活用に関する助言及び指導。
久慈警察署	銃刀法に基づく安全管理指導及び助言。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	平成 25 年 7 月 2 日
職 務	有害鳥獣の捕獲、追払い及び処分
隊 員 数	80 名以内 (久慈地方猟友会から推薦された者)
任 期	3 年 (再任の妨げなし)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>今後、新たな有害鳥獣の出現や農林水産業被害の拡大などが見られる場合には、協議会の構成機関の追加や、その役割などについて再検討し、体制の強化を図る。</p> <p>また、鳥獣被害対策実施隊の構成や規模、活動内容についても被害の状況に応じて適宜見直し、効果的な体制づくりを図る。</p>
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>今後、新たな有害鳥獣の出現や大量発生等により、計画が現況に適さないと判断される時は、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める。</p>
--